

平成18年2月16日

## セキュリティー・トラストについて

特徴（以下「信託スキーム図」参照）

セキュリティー・トラストは、お客様が弊社に預託していただいた証拠金を、弊社のその他一般の資産と分別管理する証拠金保全信託です。弊社では、お客様から振込んでいただいた証拠金を、銀行の「お客様からの預り証拠金」であることが明確な預金口座にて区分管理しておりますが、これだけでは当社の破綻時等非常時に、弊社の一般債務に優先してお客様の証拠金が保全されるとは限りません。このため弊社では、お客様を受益者とする信託「セキュリティー・トラスト」を設定し、そこにお客様からお預かりした証拠金を全額信託することにより、非常時にもお客様の資産については優先弁済権を担保いたします。また、「信託」の性格上「信託された資金」は、信託銀行そのものの資産とは分別管理することが義務付けられており、「信託銀行の破綻リスク」からも保護されています。

これに加え、今回のスキームでは、セキュリティー・トラストの残高は、毎日（毎営業日）更新できますので、お客様の弊社銀行口座へのご入金、弊社側で着金を確認した後、即日、信託勘定に振替ができ、即日信託保全されることとなります。

### 概要

当社はお客様を受益者とする「顧客預かり証拠金信託」（セキュリティー・トラスト）勘定を新銀行東京に設け、これに弊社の各営業日終了時点（米国東部（NY）時間午後5時現在）におけるお客様の口座清算価値の合計（全通貨円換算合計金額）に見合う金額を、日本円（以下、「円ベース口座清算価値計」といいます。）で全額かつ毎日信託するものです。

新銀行東京は、海外格付機関であるS&P（スタンダード・amp;・プアーズ）及びフィッチ IBCA・レーティングスにおきまして格付「A」を取得、国内格付機関では株式会社 日本格付研究所におきまして格付「AA - 」を取得している大変安心できる銀行です。

更に、弊社は、市場での為替レートの変動等による「円ベース口座清算価値計」の増加を担保するため、相応の額の自己資金を当該信託に追加預託しておくことにより、信託への預託額が「円ベース口座清算価値計」を下回ることはないよう万全な措置をとっております。

### 信託管理人

受益者であるお客様の利益を代表する信託管理人は、弊社のコンプライアンス担当役員といたしますが、弊社が債務不履行あるいは破産等に該当することとなった場合には、管財人等が「弊社

と利害関係のない独立の第三者」を信託管理人に指名いたします。かかる事態となった場合には、信託財産は信託管理人により直接お客様に返還されることとなりますが、外貨表示のお客様の口座清算価値は、弊社の破綻直前の営業日終了時点での円換算価額として返還いたします。セキュリティー・トラストは、弊社のお客様に対する債務である口座清算価値を保全するものではありませんが、外国為替取引に関する取引損益を保証するものではありませんので、ご注意ください。

